



監督署の窓

ある電話相談

サービス残業という言葉が使われて久しいですが、まだまだ、監督署への投書や相談の中でサービス残業（正確には、賃金不払残業と言います）のことが取り上げられています。このような事案については、当署では、過重労働健康障害防止対策とともに最優先で、臨検監督を行っています。

女性の残業規制がまだあつた二十年前くらい前にもありました。このころ、金融関係の相談が目立っていたように思いますが、

強制捜査で、
犯罪立件も...



実際に調査すると記録が残っていない、ほかの資料からも特定できないなど、違反認定がなかなかできないことが多いように記憶しています。

そのころ、私が取り扱った労働基準法等違反事件を紹介します。約二十年前のことです。

県外のある製造業で、その労働担当者は、労働基準法の解釈などをよく監督署に問い合わせて来ていました。ところが、女性の残業を二重帳簿で隠しているとか、労災で

で）を超える違反の事実が特定できず、二重帳簿も見あたりませんでした。労災は、情報どおり、足を骨折しても不休災害となつているものがありました。したが、これは法違反とは認定できませんでした。そこで、社長と総務部長を監督署に呼んで、署長から、「労働者から切なる相談があつたので、労働時間管理及び労働災害の補償を適切に行うこと」を指導しました。

しかしながら、その後同じような電話相談が

骨折してもタクシーの送迎で無理に働かされるとかいう電話相談がありました。

まずは、事実関係を明らかにするため臨検監督を実施しました。

調査の結果、当時の女性の残業規制（1週間6時間ま

相次ぎました。署長から指導した際に、女性の残業の隠蔽行為はないかと正したところ、決してないということでしたので、行政指導を無視するところをこのまま放置することはできないと、労働基準法違反で立件することから任意捜査では、難しく、強制捜査に踏み切ることとなりました。

私が捜査主任に任命されましたが、それまでの捜査経験は1件のみで心細い気持ちで着手しました。そのころちょうど、怪我をした本人が、監督署に届けた労働者死傷病報告の内容がでたらめの発生状況であることを言つてきていましたので、労災の虚偽報告もあわせて立件することとなりました。

捜索差押令状は、意外と簡単に取れ、証拠品の労働時間の記録は、鉛筆書きで修正されているところがかなりあり、そ

こを特定して違反認定ができました。その後の捜査で、タクシー会社と定期契約を結び、駅までの送迎をしていましたので、タクシー会社の乗車記録から、証拠の裏づけをすることもできました。この事件は、やはり任意捜査では、立件できなかったと思います。

労働基準監督官は、特別司法警察員ですので、警察と同じように、捜索差押、通常逮捕を行う権限を持っています。いざというときには、こういった捜査手法も取つて、犯罪立件を行います。今では、パソコンが普及していますので、隠したつもりでもそのデータなどから、労働時間の違反は必ず特定されます。

労働者の法律に対する認識や権利意識は、かなり向上してきています。労働時間管理などコンプライアンスの定着をお願いします。